

別表第2（第4条—第9条関係）

計画区域	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
	計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度
緑丘二丁目地区 再開発地区整備 計画区域	商業地区	1 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 学校（各種学校を除く。） 3 神社、寺院、教会その他これらに類する建築物 4 病院				2.5メートル。ただし、緑丘二丁目地区再開発地区計画計画図で表示する道路境界線又は敷地境界線からに限る。	
	沿道サービス地区	1 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 学校（各種学校を除く。） 3 神社、寺院、教会その他これらに類する建築物 4 病院 5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築物				2.5メートル。ただし、緑丘二丁目地区再開発地区計画計画図で表示する道路境界線又は敷地境界	

		6 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、カラオケボックスその他これらに類する建築物				線からに限る。	
高砂ユー・アイ・タウン地区整備計画区域	戸建住宅ゾーン	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 戸建専用住宅 (2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 イ 出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する美術品及び工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 ウ 下宿 (3) 主に地域的な共同活動の目的の用に供する集会所そ	10分の10	10分の5	150平方メートル	1メートル。ただし、1メートルに満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下	10メートル

- その他これに類する建築物
- (4) 巡査派出所、地方公共団体の支所の用に供する建築物その他これらに類する公益上必要な建築物
 - (5) 福祉、医療等に関する公益上必要な事務所
 - (6) (1)から(5)までに掲げる建築物に附属するもの

- である場合
- (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である場合
 - (3) 駐車場の上屋である場合

<p>集合住宅ゾーン</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 共同住宅 (2) 長屋住宅 (3) 寄宿舍 (4) 主に地域的な共同活動の目的の用に供する集会所その他これに類する建築物 (5) 巡査派出所、地方公共団体の支所の用に供する建築物その他これらに類する公益上必要な建築物 (6) (1)から(5)までに掲げる建築物に附属するもの 				<p>2メートル。ただし、高砂ユニー・アイ・タウン地区計画計画図で表示する道路境界線及び広場境界線からに限る。</p>	
<p>福祉施設ゾーン</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 老人福祉センター、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類する建築物 (2) 主に高齢者の雇用又は障害者の自立訓練を目的とした公益上必要な事務所又は作業場 (3) 巡査派出所、地方公共団体の支所の用に供する建築物その他これらに類する公益上必要な建築物 				<p>2メートル。ただし、高砂ユニー・アイ・タウン地区計画計画図で表示する道路境界線及び広場境界線からに限る。</p>	

	<p>(4) 福祉、医療等に関する公益上必要な事務所</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げる建築物に附属するもの</p>					
生活利便ゾーン	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 物品販売業を営む店舗 （専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店</p> <p>(2) 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>(3) 洋服店、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で、作業場の床面積が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(4) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、</p>	10分の15			1メートル （高砂ユ一・アイ・タウン地区計画計画図で表示する道路境界線及び広場境界線からに限る。）。ただし、1メートルに満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	15メートル

豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものに係る建築物で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

(5) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

(6) 巡査派出所、地方公共団体の支所の用に供する建築物その他これらに類する公益上必要な建築物

(7) 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗

(8) (1)から(7)までに掲げる建築物に附属するもの

(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下である場合

(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メ

						<p>ートル 以内で ある場 合 (3) 駐車 場の上 屋であ る場合</p>
高砂工業公園地区整備計画区域	工業街区A	<p>1 神社、寺院、教会その他これらに類する建築物 2 保育所その他これに類する建築物（ただし、建築物に附属して設けられるものを除く。） 3 公衆浴場 4 診療所（ただし、建築物に附属して設けられるものを除く。） 5 自動車教習所 6 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する建築物 7 カラオケボックスその他これに類する建築物</p>			9,000 平方メートル	<p>高砂工業公園地区計画計画図で示す道路境界線からは10メートル、その他の道路及び敷地境界線からは5メートル。ただし、敷地出入口付近に設置される小規模な保安施設は、この限りでない。</p>

	工業街区B			1,000平方メートル	高砂工業公園地区計画計画図で示す道路境界線からは2メートル、その他の道路及び敷地境界線からは1メートル。ただし、敷地出入口付近に設置される小規模な保安施設は、この限りでない。	
明姫幹線南A地区 地区整備計画区域	沿道利便商業地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの		500平方メートル	1メートル。ただし、 1メートル に満たない距離にある建築物又は建築物の部	15メートル

- (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- (3) カラオケボックスその他これに類する建築物
- (4) 神社、寺院、教会その他これらに類する建築物
- (5) 診療所又は病院
- (6) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に掲げる営業（以下この表において「個室付浴場業」という。）に係るものを除く。）
- (7) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する建築物
- (8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する建築物
- (9) 展示場又は集会場で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの

分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下である場合
- (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さ

	<p>(10) 工場（ただし、法別表第2（と）項に該当するものを除く。）</p> <p>(11) 法別表第2（る）項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品（以下「危険物」という。）の貯蔵又は処理に供する建築物（ただし、法別表第2（と）項に該当するものを除く。）</p> <p>(12) 農業を営む者の居住の用に供する建築物</p> <p>(13) 住宅（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ハの規定に該当するものに限る。）</p> <p>(14) (1)から(13)までに掲げる建築物に附属するもの</p>				が3メートル以下である場合	
沿道利便工業地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの</p>			500平方メートル	1メートル。ただし、1メートルに満たない距離にある建築物又は建築物の部	15メートル

- (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- (3) カラオケボックスその他これに類する建築物
- (4) 神社、寺院、教会その他これらに類する建築物
- (5) 診療所又は病院
- (6) 公衆浴場（個室付浴場業に係るものを除く。）
- (7) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する建築物
- (8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する建築物
- (9) 展示場又は集会場で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの
- (10) 工場（ただし、法別表第2（る）項に該当するものを除く。）
- (11) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（ただし、法

分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下である場合
- (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが3メ

	別表第2(る)項に該当するものを除く。) (12) (1)から(11)までに掲げる建築物に附属するもの				メートル以下である場合	
農住環境保全地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 自治活動の用に供するための公民館、集会所その他これらに類する建築物 (4) 診療所 (5) 農機具等収納施設その他これに類する農業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が90平方メートル以内のもの (6) (1)から(5)までに掲げる建築物に附属するもの	10分の10	10分の5	300平方メートル	1メートル。ただし、 1メートル に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3	10メートル

						ト 下 る 場 合 (2) 物 置 他 の に る に 軒 さ メ ル で あ る 場 合 メ ー ル に あ る 場 合 の 高 さ が 3 メ ー ト 以 下 に あ る 場 合	
--	--	--	--	--	--	--	--